〇野沢温泉村地中熱利用条例

令和５年12月15日条例第24号

（目的）

第１条　この条例は、村民の豊かな暮らし、産業及び観光に欠かすことのできない重要な次条に定める地下水資源を村民が将来にわたり享受できるよう、地中熱利用の適性化を図り、もって村民の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　地下水資源　地表面下に存在する全ての水資源（温泉法（昭和23年法律第125号）に規定する温泉を含む。）をいう。

（２）　特別保全地区　野沢温泉村地下水資源保全条例（昭和59年野沢温泉村条例第20号）第７条に規定する特別保全地区をいう。

（３）　地中熱　地下水面以浅の浅い地盤中に存在する熱エネルギーをいう。

（村の責務）

第３条　村は、地下水資源の保全を図るために必要な総合的施策を講じなければならない。

（地中熱利用者の責務）

第４条　地中熱を利用する者は、その事業の実施にあたり、地下水資源の貴重なことを認識し、村が行う施策に協力しなければならない。

（村民の責務）

第５条　村民は、地下水資源の貴重なことを認識し、村が行う施策に協力しなければならない。

（事前地質調査）

第６条　地中熱を利用しようとする者は、事前地質調査実施届出書を調査に着手する30日前までに村長に提出し、規則で定める事前地質調査を自己の費用負担により実施しなければならない。

２　前項で実施した調査結果は書面により、次条の申請書に添えて提出しなければならない。

（承認申請）

第７条　地中熱を利用しようとする者は､地中熱利用施設の設置工事に着手する120日前までに規則に定めるところにより、村長に申請してその承認を受けなければならない。

（承認基準）

第８条　地中熱利用に係る承認基準は、次のとおりとする。

（１）　特別保全地区外であること。

（２）　地中熱の利用に必要な土地について、地中熱を利用する権利（使用貸借権、無償地上権等無償利用権及び短期賃貸借等短期土地利用権を含む。）を有すること。

（３）　地中熱交換器は、クローズドループ方式であること。

（４）　地中熱交換器の深度は、地下水面以浅であること。

（５）　地中熱交換器設置付近に地滑り、崩壊、地盤の液状化、地盤沈下等のおそれがないこと。

（６）　公共事業において公益上村長が必要と認める事項

（承認又は不承認の決定）

第９条　村長は、第７条の規定による申請があったときは、90日以内に承認又は不承認を決定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

２　前項の決定をするときは、別に定める野沢温泉村地中熱利用審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。前条の承認基準を定め、変更しようとするときも同様とする。

３　村長が公益上必要と認める公共事業の場合は、審議会の意見を聴いたうえで、承認することができる。

４　村長は、第１項の規定による決定をしたときは、文書をもってその旨を当該申請者に通知しなければならない。

５　村長は、第１項の規定による承認の決定を行うにあたり、必要な条件を付すことができる。ただし、その条件は、その承認を受けた者に不当な義務を課すものであってはならない。

（届出及び検査）

第10条　前条第１項により承認を受けた者は、地中熱利用施設が完成したときは、15日以内に村長に届出て、第８条に規定する承認基準及び、前条第５項の条件の適合状況について検査を受けなけれ

ばならない。
２　前条第１項の規定により承認を受けた者は、第８条に規定する承認基準及び、前条第５項の適合状況について５年に１度の検査を受けなければならない。
（経過措置）
第11条　現に地中熱利用施設を有している者、又は地中熱利用施設設置工事を行っている者は、この条例施行後60日以内に村長に届出なければならない。
２　前項の規定により届出た者は、第９条第１項の承認を受けたものとみなす。ただし、村長は第８条の承認基準に適合していない場合、承認基準に適合するよう期限を定めて施設の改善命令を行うことができる。
（変更の承認申請）
第12条　第９条第１項の承認を受けた者、又は前条第２項により承認を受けたとみなされた者（以下「利用者」という。）は、承認を受けた施設を変更しようとするときは、第７条及び第９条第１項の規定を準用する。
（氏名等の変更の届出）
第13条　利用者は、氏名等の変更があったときは、その変更があった日から30日以内にその旨村長に届出なければならない。
（承継）
第14条　利用者から承認施設を譲り受けた者は、当該承認施設に係る利用者の地位を承継する。
２　利用者について、相続又は合併等の事由があったときは、相続人又は合併による新設又は存続法人は、利用者の地位を承継する。
３　第１項及び前項の規定に関わらず、特別保全地区内においては、村長の承認を受けなければ当該承認施設に係る利用者の地位を承継することができない。
４　第１項及び前項の規定に関わらず、特別保全地区内における利用者の地位の承継については、村長の承認を受けた者以外は、これを認めない。
５　第１項及び第２項の規定により利用者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内にその旨を村長に届出なければならない。
（廃止）
第15条　利用者がその承認施設を廃止したとき、及び第11条第１項による届出した者がその施設を廃止したときは、廃止した日から30日以内に原状回復し村長に届出なければならない。
（取消し等）
第16条　村長は、偽り、その他不正な手段により承認を受けた者、又は第８条の規定による承認基準及び第９条第５項の規定による条件に違反した者に対してその承認を取り消すことができる。
２　村長は、第６条の規定による承認を受けず、又は第８条の規定による承認基準及び第９条第５項の規定による条件に違反している地中熱利用施設については、当該施設の所有者、管理者、又は占有者に対して、当該施設の利用を停止し、若しくはその他その違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（立入調査）
第17条　村長は、この条例の円滑な運用を図るため必要があるときは職員に当該土地に立入らせ調査させることができる。
２　前項の規定により調査をする職員は、職員証を携帯し、関係者から請求があるときはこれを提示しなければならない。
（勧告）
第18条　村長は、地下水資源の保全上、必要があると認めるときは地中熱を利用する者、及び関係者に対し期限を定めて必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
（措置命令）
第19条　村長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に係る措置を行なわないときは、期限を定めて当該措置をとるべきことを命令することができる。
（措置の届出）
第20条　第18条の規定による勧告、又は前条に規定する命令を受けた者が、当該勧告又は命令に応ずる措置をとったときは、７日以内に村長に届出てその検査を受けなければならない。

（停止命令）
第21条　村長は、第19条の規定により命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、必要な限度において当該行為の一時停止を命令することができる。
（弁明の機会）
第22条　村長は、第16条第２項、第19条並びに前条の規定による命令をしようとするときは、当該命令を受ける者、又はその代理者に対し期限を定めて弁明の機会を与えなければならない。
（苦情及び紛争の処理）
第23条　地中熱利用に関し、苦情のある者、又は紛争の当事者は村長に対し苦情の申立て、又は紛争のあっせん、若しくは調整の申立てをすることができる。
２　村長は、前項の規定による苦情、又は紛争解決の申立てがあったときは、すみやかに実情を調査しその適正な処理に努めるものとする。
（違反者の公表）
第24条　村長は、第19条及び第21条の規定に違反した者は、公表することができる。
（補則）
第25条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は村長が別に定める。